

(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者の一部改正)

第十三条 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生

労働省告示第五百四十八号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>一〇六 (略) (削る)</p> <p>七〇十の二 (略)</p> <p>十一 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注3 本文のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者 居宅介護従業者基準第一条第七号、第十二号又は第十七号に掲げる者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの（令和九年三月三十一日までの間は、令和三年三月三十一日において居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第八号、第十三号又は第十九号に掲げる者（都道府県知事から居宅介護従業者基準第二条において読み替えて準用する介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第七十一号）別表に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けていた者に限る。）であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するものを含む。） (削る)</p> <p>十二 介護給付費等単位数表第7の3の注2及び注5のことも家庭</p>	<p>一〇六 (略)</p> <p>六の二 居宅介護サービス費の注9の2のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者 居宅介護従業者基準第一条第三号、第八号、第十三号又は第十八号に掲げる者</p> <p>七〇十の二 (略)</p> <p>十一 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注3 本文のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者 居宅介護従業者基準第一条第七号、第十二号又は第十七号に掲げる者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの（令和六年三月三十一日までの間は、令和三年三月三十一日において居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第八号、第十三号又は第十九号に掲げる者（都道府県知事から居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第七十一号）別表に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けていた者に限る。）であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するものを含む。）</p> <p>十二 介護給付費等単位数表第6の7の2の注3の厚生労働大臣が定める者 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>十三 介護給付費等単位数表第7の3の注2のことも家庭庁長官及</p>

庁長官及び厚生労働大臣が定める者

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十三 介護給付費等単位数表第8の2のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ次のイからニまでに掲げる者

イ 指定重度障害者等包括支援として提供する居宅介護 居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第八号、第十三号又は第十八号に掲げる者

ロ 指定重度障害者等包括支援として提供する重度訪問介護 居宅介護従業者基準第一条第一号から第五号まで、第七号から第十号まで、第十二号から第十五号まで又は第十七号から第十九号までに掲げる者

ハ 指定重度障害者等包括支援として提供する同行援護 次のいずれかに該当する者

(1) 居宅介護従業者基準第一条第六号に掲げる者（居宅介護従業者基準別表第六に規定する課程を修了した者に限る。）又は同条第十一号若しくは第十六号に掲げる者

(2) 居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第八号、第十三号若しくは第十八号に掲げる者、第二十号に掲げる者（視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）、第二十一号に掲げる者（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る）

び厚生労働大臣が定める者

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

（新設）

。又は第二十二号に掲げる者（平成十八年九月三十日において視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものに限る。）であつて、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの

(3) 厚生労働省組織規則第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

二 指定重度障害者等包括支援として提供する行動援護 居宅介護従業者基準第一条第七号、第十二号又は第十七号に掲げる者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの（令和九年三月三十一日までの間は、令和三年三月三十一日において居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第八号若しくは第十三号に掲げる者又は第十九号に掲げる者（都道府県知事から居宅介護従業者基準第二条において読み替えて適用する介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準別表に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けていた者に限る。）であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するものを含む。）

(前る)

十四 介護給付費等単位数表第9の3の注4の厚生労働大臣が定める者

十四 ことば家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）第十三号の（ことば家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者強度行動障害を有する障害者等の特性の理解に基づき、障害福祉サービス事業を行う事業所又は障害者支援施設における環境調整、コミュニケーションの支援並びに当該障害者等への支援に従事する者に対する適切な助言及び指導を行うための知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表に定める内容以上のもの（次号において「中核的人材養成研修」という。）を修了した者

十五 厚生労働大臣が定める施設基準並びにことば家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）第七号へのごとば家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに同告示第六号ト、第九号ハ及び第十六号ホの厚生労働大臣が定める者

中核的人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

別表（第十四号及び第十五号関係）

区分	科目	時間数	備考
講義	強度行動障害を有する者に対する標準的な支援に関する講義 環境調整に向けたアセスメント（以下単に「アセスメント」という。）に係るシート等の使用方法に関する講義	一・五	
講義・	チーム支援及び管理者の役	二・五	

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

（新設）

（新設）

（新設）

演習	強度行動障害を有する者に対する標準的な支援に係るチーム支援の実践の振り返りに関する演習	三			
演習	機能的アセスメントを踏まえた個別支援計画の作成に関する演習 生活の質の向上に向けた支援に関する講義	二・五			
講義・演習	機能的アセスメント（強度行動障害を有する者の行動の要因に係るアセスメントをい。以下同じ。）に関する講義	二・五			
講義・演習	環境調整の実践の振り返りに関する演習 環境調整に係る課題の設定及びその改善に関する講義	二・五			
講義・演習	環境調整に係る計画の策定に関する講義 環境調整に係る計画の策定に関する演習	二・五			
講義・演習	環境調整のプロセスに関する講義 アセスメントに関する演習	二・五			
演習	事業所におけるアセスメントの実施状況の振り返りに関する演習 割に関する講義				
合計		一七			

--	--	--	--	--	--